

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	経済安全保障推進法によるサプライチェーンの強靱化 ～政府による支援実績の整理と今後の支援対象拡充の方向性～
著者 / 所属	柿沼 重志 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	252号
刊行日	2026-3-26
頁	26-34
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r08pdf/202625202.pdf">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r08pdf/202625202.pdf</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044） / 03-5521-7683（直通））。

# 経済安全保障推進法によるサプライチェーンの強靱化

## ～政府による支援実績の整理と今後の支援対象拡充の方向性～

内閣委員会調査室 柿沼 重志

### 《要旨》

本稿では、経済安全保障推進法によるサプライチェーン強靱化の取組（特定重要物資に対するこれまでの支援の実績）と第221回国会（特別会）に提出が見込まれる同法の改正案の概要（サプライチェーン強靱化に係る部分に限る）について整理することとしたい。

## 1. はじめに<sup>1</sup>

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号。以下「推進法」という。）は、令和4年5月18日に公布された。

推進法では、4つの柱が規定されている。

第1の柱では、重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、第2の柱では、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度、第3の柱では、先端的な重要技術の開発支援に関する制度、そして、第4の柱では、特許出願の非公開に関する制度がそれぞれ規定されている。

本稿では、議論の焦点を第1の柱に絞り、推進法によるサプライチェーンの強靱化について整理する。

## 2. サプライチェーンの強靱化

### （1）制度概要

第1の柱である重要物資の安定的な供給の確保に関する制度では、国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響のある重要な物資について、特定重要物資として指定し、その安定供給確保に取り組む事業者を政府が支援することを通じて、特定重要物資のサプライチェーンの強靱化を図ることとしている。

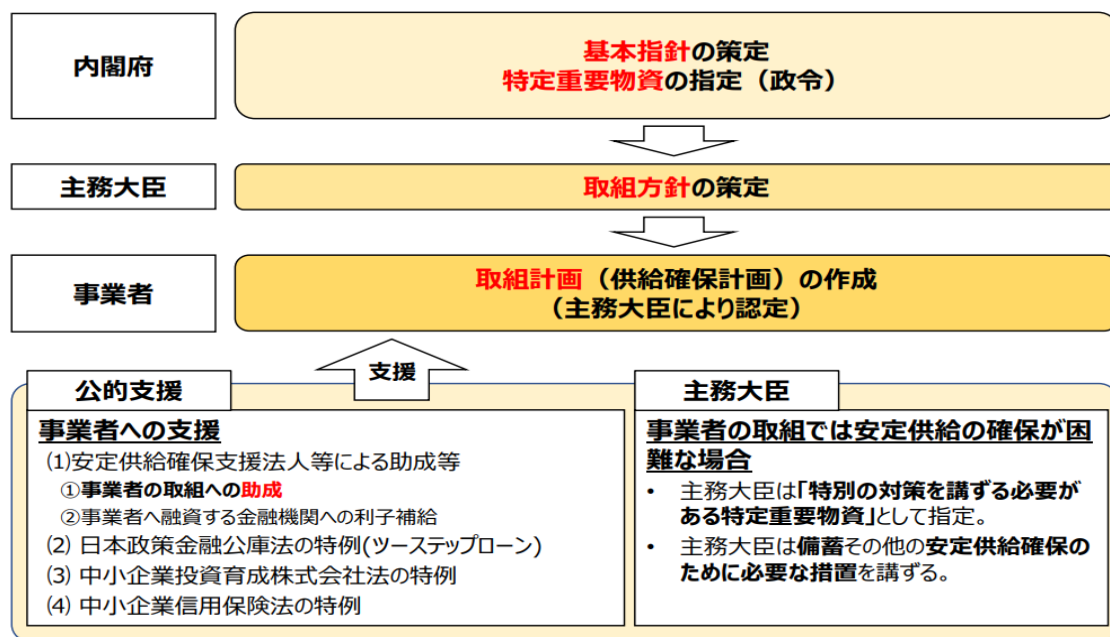
---

<sup>1</sup> 本稿は、令和8年3月5日の脱稿時点までの情報に基づき執筆している。

政府による支援を受け、特定重要物資の安定供給確保を図ろうとする事業者は、実施しようとする安定供給のための取組（生産基盤強化、備蓄、技術開発等）に関する計画（供給確保計画）を作成し、物資を所管する主務大臣に提出して認定を受ける。なお、主務大臣は、政府が定める安定供給確保基本指針に基づき、特定重要物資ごとに、安定供給確保取組方針を策定することとされている。そして、供給確保計画の取組の内容が安定供給確保取組方針に照らし適切なものであると主務大臣が認める場合にはその認定をするものとされている。

認定を受けた事業者は、取組の実施に当たって必要な資金について、安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人<sup>2</sup>による助成や利子補給、長期・低利の財政融資を原資とした指定金融機関による融資（ツーステップローン<sup>3</sup>）、中小企業投資育成株式会社による株式等の引受け、信用保証協会による信用保証等の支援を受けることができる（図表1）。

図表1 サプライチェーンの強靱化に係る制度概要



（出所）内閣府ウェブサイト

<sup>2</sup> 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、一般財団法人肥料経済研究所、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）、一般財団法人日本船舶技術研究協会が該当（令和8年3月5日現在）。

<sup>3</sup> 推進法では、株式会社日本政策金融公庫からの融資を活用し、指定金融機関が、計画認定を受けた事業者に対して、長期・大規模・低利の融資を実施することとされる（なお、ツーステップの意味は、最終受益者に資金が渡るまでに2つの金融機関を経由するということ）。

なお、支援のための財源として、令和4年度第2次補正予算から令和7年度補正予算までで、総額2兆5,518億円が措置されている（基金及び国庫債務負担行為が活用されている<sup>4</sup>）。

## （2）特定重要物資

特定重要物資については、まず、令和4年12月に、①抗菌性物質製剤、②肥料、③永久磁石、④工作機械・産業用ロボット、⑤航空機の部品（航空機用原動機及び航空機の機体を構成するものに限る。）、⑥半導体、⑦蓄電池、⑧クラウドプログラム、⑨可燃性天然ガス、⑩重要鉱物、⑪船舶の部品の11物資が政令で特定重要物資に指定された。その後、令和6年2月、先端電子部品を追加指定したことにより12物資となり、更に既指定の重要鉱物の鉱種にウランが追加された。そして、令和7年12月には、人工呼吸器、無人航空機、人工衛星、ロケットの部品が追加指定され、現在の特定重要物資は16物資となっている（図表2）。

図表2 特定重要物資とその認定済計画数等

抗菌性物質製剤(厚労)(2件認定) 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄	肥料(農水)(12件認定) 備蓄	船舶の部品(国交)(10件認定) 生産基盤強化、研究開発	人工呼吸器(厚労・経産) 生産基盤強化
・βラクタム系抗菌薬	・りん酸アンモニウム ・塩化カリウム	・エンジン(2ストローク・4ストローク) ・クランクシャフト ・ソナー ・プロペラ ・船体	・人工呼吸器本体
半導体(経産)(26件認定) 生産基盤強化、原料の供給基盤強化	蓄電池(経産)(42件認定) 生産基盤強化、技術開発	航空機の部品(経産)(18件認定) 生産基盤強化、研究開発等	無人航空機(経産)
・従来型半導体 ・半導体製造装置(部素材含む) ・半導体部素材(部素材含む) ・半導体原料(黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等)	・蓄電池 ・蓄電池製造装置 ・蓄電池部素材	・大型鍛造品 ・CMC及びUSiC繊維 ・炭素繊維 ・鋳造品 ・スポンジチタン	(取組方針策定中)
永久磁石(経産)(6件認定) 生産基盤強化、技術開発等	先端電子部品(経産)(4件認定) 生産基盤強化、研究開発	工作機械・産業用ロボット(経産)(5件認定) 生産基盤強化、研究開発	人工衛星(経産)
・ネオジム磁石 ・サマリウムコバルト磁石 ・省レアース磁石	・MLCC・フィルムコンデンサ ・SAWフィルター・BAWフィルター ・磁気センサー ・電子部品製造装置(部素材含む) ・電子部品部素材(部素材含む)	・CNC ・CNCシステム ・PLC ・リニアガイド ・鋳物代替素材(ミネラルキャスト)	・サーボ機構 ・減速機 ・ボールねじ ・リニアスケール
重要鉱物(経産)(6件認定) 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発	天然ガス(経産)(1件認定) 戦略的余剰液化天然ガスの確保	クラウドプログラム(経産)(11件認定) プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備	ロケットの部品(経産)
・マンガ ・リチウム ・ガリウム ・タングステン ・ニッケル ・グラファイト ・ゲルマニウム ・フッ素 ・コバルト ・レアース ・ウラン	・天然ガス	・基盤クラウドプログラム ・高度な電子計算機	(取組方針策定中)

(出所) 内閣府ウェブサイト

<sup>4</sup> 基金や国庫債務負担行為の活用について、加藤勝信財務大臣（当時）からは「企業経営に当たり長期的な視点が必要であるように、国の財政運営においても長期的視点に立った戦略的な対応も必要とされている。こうした対応を行うために、例えば、事業の完了までに複数年度を要する重要インフラの整備などについては国庫債務負担行為といった手法を活用する、また、各年度の所要額があらかじめ見込み難い複数年度にわたる事業に対しては基金といった手法を活用する、こうした対応を取っている」旨の答弁があった（第217回国会衆議院財務金融委員会会議録第2号17頁（令7.2.12））。

令和8年2月17日現在で、143件の供給確保計画の認定が行われており、認定件数が多い物資は順に、①蓄電池42件、②半導体26件、③航空機の部品18件、④肥料12件、⑤クラウドプログラム11件、⑥船舶の部品10件、⑦永久磁石6件、⑧重要鉱物6件<sup>5</sup>、⑨工作機械・産業用ロボット5件、⑩先端電子部品4件、⑪抗菌性物資製剤2件、⑫天然ガス1件となっている。なお、令和7年に追加指定された人工呼吸器、無人航空機、人工衛星及びロケットの部品の4物資については、認定の実績がない<sup>6</sup>。

認定件数で見ると、蓄電池、半導体の上位2物資で、全体の約48%となっていることが特徴的である。

このように、重要物資の安定的な供給の確保に関する制度については、活用実績の蓄積が進んでおり、PDCAサイクルにのっとり見直しも既に実施されてきている。この点について、城内実経済安全保障担当大臣（当時）からは「PDCAのCとしては、物資所管省庁においてサプライチェーンに関するリスクを不断に点検するとともに、推進法第12条に基づく認定事業者からの計画実施状況について定期的な報告等も踏まえ、物資の安定供給確保の状況を把握、評価している。また、PDCAのAとしては、例えば、令和6年3月には、我が国が優位性を有する特定重要物資について、技術流出防止措置を供給確保計画の認定の要件に追加している」旨<sup>7</sup>の答弁があった。

### 3. 制度施行後に浮上した新たな課題

推進法では、施行後3年を目途とした見直し規定が設けられており、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）では「我が国の戦略的自律性・不可欠性を確保する観点から、同法の見直しについて早急に検討する」とされた。

令和7年11月7日、高市政権発足後初めての経済安全保障推進会議（議長：

---

<sup>5</sup> 経済安全保障法制に関する有識者会議では、有識者から、重要鉱物の認定件数が少ないのではないかとの指摘に対し、事務局（内閣官房及び内閣府）からは「今は『産みの苦しみ』のような面もあり、既に認定した案件以外にも認定に向けて取り組んでいるものがそれなりの数ある。ただ、他の物資であると、日本の企業が工場設備投資を行う案件が多い一方で、重要鉱物の場合は、外国での鉱山開発など相手がいる案件が多いため、案件形成までに時間がかかっている」としている（「経済安全保障法制に関する有識者会議」（第14回）（令8.1.16）議事要旨16頁）。

<sup>6</sup> 人工呼吸器については、令和7年12月26日に厚生労働省・経済産業省が「人工呼吸器に係る安定供給確保を図るための取組方針」を策定し、公表している。

<sup>7</sup> 第216回国会参議院内閣委員会会議録第3号15頁（令6.12.19）

内閣総理大臣)が開催され、高市早苗内閣総理大臣からは、国際情勢の変化等を踏まえ、推進法の改正に向けて早急に検討を開始するよう発言があった。

その後、経済安全保障法制に関する有識者会議(座長:青木節子千葉工業大学審議役・特別教授)(以下「有識者会議」という。)において議論が行われ、令和8年1月30日に「経済安全保障の更なる推進に向けた提言」(以下「提言」という。)が取りまとめられた。

提言を踏まえ、第221回国会(特別会)には関連法案が提出される予定である。

以下では、提言におけるサプライチェーンの強靱化に関する部分に限定し、概観していく。

## (1) 重要な物資の供給に不可欠な役務に関する措置

### ① 支援対象拡充の必要性

提言では、まず「特定重要物資の指定に当たっては、重要な物資(その生産に必要な原材料等を含む。以下同じ。)そのものが、外部に過度に依存し、又は依存するおそれがあり(以下「外部依存性」という。)、外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性(以下「供給途絶蓋然性」という。)が認められることが、指定要件として必要であった」とされた。

その上で、「重要な物資そのものが確保されていたとしても、それを必要な場所で使用するために不可欠な役務を外部に依存した場合、当該物資を適切な形で利用できないため、結果的に国家及び国民の安全を損なうこととなり、現にそのような事態が生ずるおそれが顕在化している状況にある」とされた<sup>8</sup>。

### ② 対象とする役務

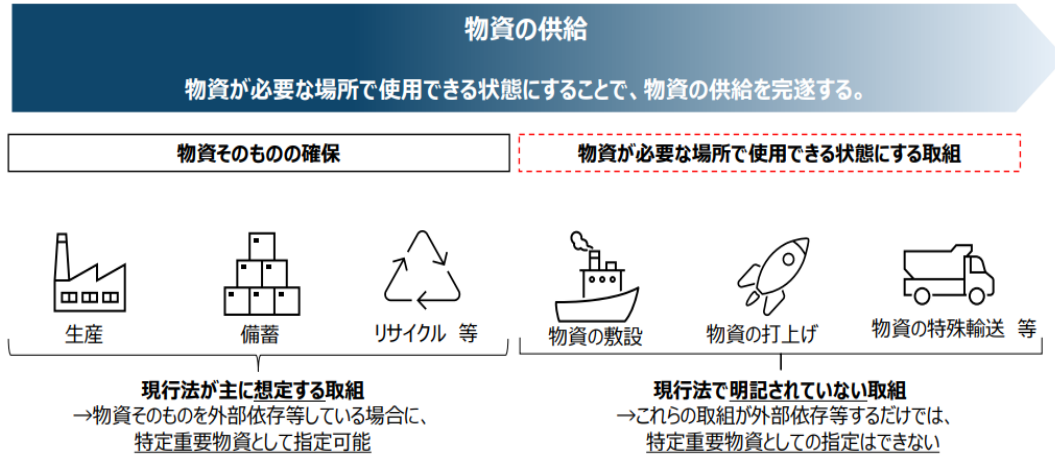
提言では、「物資を必要な場所で使用するために不可欠な役務が、当該物資のサプライチェーンの一端を担っていることを踏まえると、サプライチェーン強靱化のためには、重要な物資そのものを確保するだけでなく、当該物資の供給に不可欠な役務も十分に確保される必要がある」とされた。これは、「物資の確保」には問題がないが、「物資が必要な場所で使用できる状態にする取組」に「①外部依存性」及び「②供給途絶蓋然性」がある場合にも、「特定重要物資」として指定・支援する必要があるのではないかといった問題意識に起因するものであると考えられる。なお、「物資の供給」の考え方は次の

---

<sup>8</sup> 提言 10～11 頁。

とおり（図表3）。

図表3 「物資の供給」の考え方



(出所) 経済安全保障法制に関する有識者会議（令7.12.16）資料1

また、「その際、本制度が特定重要物資の安定供給確保を目的としていることを踏まえると、特定の物資の供給に不可欠であり、かつ、専ら当該物資のために用いられる役務（以下「供給不可欠役務」という。）に関する取組を支援対象とすべきである。このような取組としては、例えば、光海底ケーブルの敷設<sup>9</sup>・保守に係る取組<sup>10</sup>や人工衛星の打上げに係る取組等が想定される<sup>11</sup>」とされた<sup>12</sup>。

<sup>9</sup> 海底ケーブル市場で世界シェア2割超を握るNEC（日本電気株式会社）は敷設も手がけるが、自前の船を持たないため、海外の船会社からチャーターしている。また、現在、世界で敷設船は約60隻で、うち日本の船は5隻。船の平均年齢も約25年と老朽化が進んでいるとされる（『朝日新聞』（令8.2.11））。

<sup>10</sup> 有識者会議のメンバーを務める慶應義塾大学の土屋大洋教授は、「経済学的な観点からは政府が市場に介入することには問題もある」としつつ、「他の国々が自国企業を支援する動きを強めるなか、日本も支援に乗り出すのは仕方がない」との見解を示したとされる（『朝日新聞』（令8.2.11））。また、有識者会議では、有識者から「今回は敷設がフォーカスされているが、実際には、現在バルト海や台湾周辺で起きている事態を考えると、防護あるいは補修といった点も重要。船が切れたケーブルを修理することも必要であり。その点も可能であれば考慮いただきたい」との意見が出された（有識者会議（第14回）（令8.1.16）議事要旨9頁）。

<sup>11</sup> 有識者会議において、事務局（内閣官房及び内閣府）からは「役務に関して、海底ケーブル敷設の他に、船舶の修理や、人工衛星の軌道投入のためのロケットの打上げも含み得ると考えている。他の物資に関しても、不断に行っている重要な物資のサプライチェーン・リスク点検において、物資の供給に必要な役務を含めて供給の観点から広めに検討することをしっかり行っていきたい」との考えが示された（有識者会議（推進法改正に関する検討会合（第1回）13頁（令7.11.27）））。

<sup>12</sup> 提言12頁。

### ③支援する取組の内容

提言では、「供給不可欠役務について外部依存性、供給途絶蓋然性が認められ、特定重要物資として指定された物資に関して、その安定供給確保を図るためには、役務の提供基盤の整備や役務の提供に係る技術の導入等の取組を、サプライチェーンの強靱化のための取組として実施することが想定され、これらの取組を支援すべきである」とされた<sup>13</sup>。

## (2) 海外事業の展開支援

### ①新たな制度の必要性

提言では、「推進法の施行以降、経済安全保障の確保に当たっては、サプライチェーン強靱化措置として、特定重要物資等の生産基盤の強化、備蓄等の取組を支援し、外部依存の低減を図る措置を講じてきた。この結果、これまでの支援実績のほとんどが国内向けの措置<sup>14</sup>となっている」とされた。

その一方で、提言では、「国際情勢が激変し、諸外国も多様な手段で海外の重要な地域・分野における投資先の開拓を進める中、我が国の経済安全保障を確保するためには、国内において経済安全保障の確保に必要な取組を充実させるだけでは足りず、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体で経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要性が高まっている。これを踏まえ、政府もまた主体性を持ってこうした事業を支援することが必要である」とされた<sup>15</sup>。

### ②対象事業の考え方

対象となる事業について、提言では、「例えば、国際的な輸送網の強靱化のための施設、我が国の国民生活・経済活動の基盤となるサービスを提供する海外にある施設、重要な技術の海外展開のための施設等の整備・運用に係る事業等が支援すべき経済安全保障上重要な海外事業として想定される<sup>16</sup>」とされた。

また、提言では、「事業者の予見性の確保や無限定な民間支援の防止の観点から、事業の重要性の判断基準については、政府としての指針等において基

---

<sup>13</sup> 提言 12 頁。

<sup>14</sup> 認定供給確保計画全 143 件のうち海外向けの支援案件は 3 件(永久磁石 2 件と重要鉱物 1 件)のみである(令和 8 年 2 月 17 日現在)。

<sup>15</sup> 提言 23 頁。

<sup>16</sup> 対象事業の例としては、重要物資の輸送を滞らせない目的で、港湾の修繕事業を受注する事業者に資金を拠出することなどを想定すると報じられている(『読売新聞』(令 7. 11. 7))。

本的な考え方<sup>17</sup>を提示するとともに、財政当局及び外交当局を含む関係省庁と連携して判断すべきである」とされた<sup>18</sup>。

### ③海外事業に関する知見・実績の活用

提言では、「民間事業者の計画を認定し、支援措置を講ずるに当たっては、当該計画の実現性や収益性を評価するとともに、総事業額や収入、費用、事業リスク等を勘案し、効率的・効果的な支援が可能となる適切な支援額を算出する必要がある」とされた。

これを受けて、提言では、「このような審査・支援を実施する上で必要となる海外事業のファイナンスに関する知見・実績を有する株式会社国際協力銀行（以下「JBIC」という。）を活用した支援体制を構築すべきである」とされた<sup>19</sup>。

JBICの活用に関し、提言では、「財務規律を確保した上で、JBICの従来業務の原則である償還確実性・収支相償の両原則との関係を整理しつつ、支援すべき海外事業の特性も踏まえて、劣後出資<sup>20</sup>等の強力なリスクテイクを可能とするような枠組みを別途検討すべきである」とされた<sup>21</sup>。

---

<sup>17</sup> 有識者会議では、有識者から「海外事業の展開支援について、経済安全保障上重要な海外事業とは何なのかをしっかりと考えていく必要がある。今までは、主に資源等、日本の経済や国民の生活に直接的に関わるものだったわけだが、これを広げるとなると、国として何を海外に戦略的に展開していくのか、国益あるいは経済安全保障に資するのは何かという、その部分の哲学をしっかりと考えていかないと、むやみやたらに対象事業が拡大してしまう懸念があるため、しっかりと骨格を作るという点が一つ。それからもう一つは、これまで海外の事業展開を考えた場合は、おおむね大企業を想定しているわけだが、我が国の中小企業の数を考えると、中小企業にも海外に出てより頑張ってもらわなければいけない。しかし、そういった企業については、大企業と比べると情報やリスクの把握のハードルが非常に高い。まさにこういうところを、国としてどういうふうに支援をしていけるのか考えていただきたい」との意見が出された（有識者会議（第13回）（令7.12.16）議事要旨9頁）。

<sup>18</sup> 提言24頁。

<sup>19</sup> これを踏まえ、第221回国会（特別会）では、推進法の改正と合わせて、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の改正も見込まれている。なお、有識者会議では、有識者から「海外事業への支援措置としては、これまで政策金融機関による出融資や官民ファンドによる出資等が実施されているが、新たな支援策を検討するのであれば、これまでの支援措置では対応できていない事業への対応が可能とならなければ意味がない。経済安全保障の重要性に鑑み、政府は思い切った強力なリスクテイクをするべきであるということを強調しておきたい。また、一体的な支援の効果を高める観点から、JBIC等、海外展開に関する業務を行っており、必要な知見を有する主体から強力なリスクテイクを可能とする支援措置を実施できるよう検討すべきである」旨の意見が出された（有識者会議（第13回）（令7.12.16）議事要旨6頁）。

<sup>20</sup> 劣後出資とは、通常の出資よりも後に利益の分配を受け、損失を先に負担する出資形態のことである。

<sup>21</sup> 提言27頁。この点について、税金の使い道として、損失リスクの許容範囲を広げた投資の適切性の判断や透明性の確保が課題となるといった指摘もなされている（『朝日新聞』（令8.3.4））。

#### 4. おわりに

推進法の施行から3年以上が経過した今、これまでに講じた措置で、日本のサプライチェーンの強靱化にはどのような効果があったのか、支援措置のうちで効果があったのはどれであり、逆に効果が薄い支援措置やあまり使われていない支援措置はないのか<sup>22</sup>等について、評価、検証を行うことが必要ではないか。外部環境も大きく変化している中で、定量的な評価、検証は困難であると思われるが、政府はこうした点を可能な限り明らかにすべきであろう。

第221回国会（特別会）に提出される推進法及び株式会社国際協力銀行法の改正案は、第1の柱に係る改正のみならず、第2の柱に係るもの（基幹インフラに医療機関を追加等）や第3の柱に係るもの（特定重要技術<sup>23</sup>の研究開発等）、さらには総合的な経済安全保障シンクタンク等の設置に係るものなど、広範多岐にわたるものであり、推進法制定後、初めてとなる大幅な法改正となる<sup>24</sup>。

小野田紀美経済安全保障担当大臣は、令和7年11月18日の記者会見で「何か気に入らないことがあったらすぐに経済的威圧<sup>25</sup>をしていくところに依存し過ぎるということは、サプライチェーン・リスクだけでなく、観光に対してもリスクではある」旨を述べたとされる<sup>26</sup>。

我が国が経済的威圧に対する対処能力を強化するためには、①自律性の向上、②優位性・不可欠性の確保、③国際秩序の維持・強化が必要であり、これらの目標をいかに実現していくのか、そのためにどれだけのコストをどういった政策にかけ<sup>27</sup>、いかにして国力を強化していくのか、そうした視点からの国会論議の深化が期待される。

(内線 75103)

---

<sup>22</sup> 推進法案の審議で、政府参考人は「法案成立後も、どのような支援が効果的と考えられるか、不断に施策の見直しを行っていきたい」旨の答弁をしている（第208回国会参議院内閣委員会、経済産業委員会連合審査会会議録第1号7頁（令4.4.26））。

<sup>23</sup> 推進法では、将来の国民生活・経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、その技術が外部に不当に利用された場合において国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものなどを「特定重要技術」と定義している。

<sup>24</sup> 第213回国会（常会）においては、基幹インフラに港湾運送を追加するための改正推進法が成立している。

<sup>25</sup> 経済的威圧（Economic coercion）とは、ある国が他国に対して、重要物資の輸出数量を制限（あるいは輸出停止）や関税率引上げ等の経済的圧力を加えることで、他国の政策に影響を及ぼそうとする行為を指す。

<sup>26</sup> 小野田内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令7.11.18）

<sup>27</sup> 例えば、法改正によって、J B I Cにどの程度のリスクテイクを担わせるべきなのか等は重要な論点になろう。